平成２４年（フ）第６１６号
神戸市垂水区学が丘１丁目17番29号
債務者　山崎　　勲
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４８号
兵庫県尼崎市南城内２番地の35　築地北住宅311号
債務者　アスカ精密こと　蛭子　　豊
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嘉藤　憲暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８６５号
福岡市博多区麦野３丁目７番５号
債務者　長谷川秀子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古江　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１０１号
福岡市東区香椎駅前３丁目26番27号
債務者　上利工業こと　上利　直行
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　昭博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１０２号
福岡市東区香椎駅前３丁目26番27号
債務者　上利　常美
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　昭博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８号
福岡県久留米市野中町1218番地１　レジデンス高屋敷605号
債務者　稲益　正己
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牛島　加代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０５号
静岡県富士宮市淀師270番地の３　ヴェルデ淀師Ｂ202、前住所静岡県富士市北松野1432番地の３、前々住所静岡県富士市松岡220―10
債務者　佐野　直巳（旧姓朝比奈）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２０１号
函館市田家町11番６―401号
債務者　丹羽　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２１８号
愛知県知立市弘法町小針下15番地１　東海郵政局知立寮401号
債務者　東口　健介
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
愛知県岡崎市二軒屋町１丁目11番地15　メゾンオオタ203
債務者　大岩　建介
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
愛知県豊田市井上町９丁目29番地５
債務者　内藤　紀子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
和歌山県日高郡みなべ町芝169番地１
債務者　山根木すぐれ（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１１号
沖縄県宮古島市平良字西里13番地
債務者　仲間　雄仁
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第１８２号
群馬県前橋市岩神町４丁目６番７―Ｒ―410号、前住所群馬県前橋市岩神町３丁目３番11号
債務者　片桐めぐみ（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９３号
群馬県前橋市大利根町１丁目31番地11　佐藤コーポ101号
債務者　生方　運利
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４４号
埼玉県春日部市谷原新田2063番地　春日部谷原新田団地２―504号
債務者　大谷　節子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３６７号
埼玉県三郷市新和４丁目608番地４
債務者　市原由美子（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係